

浪江町 第2期 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

浪 江 町

はじめに

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年という年月が経ちました。現在もなお、子どもたち・子育て家庭の多くが避難生活を余儀なくされています。この間、国では、急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題、子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てに関する深刻な課題に対応するため、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度がスタートし、本町においても「浪江町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの育ちを支援する様々な取り組みを行ってまいりました。



平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除され、平成30年4月には浪江にじいろこども園、なみえ創成小・中学校が開園・開校し、少しずつではありますが、町内に子どもたちの元気な姿が戻ってきています。

このような中、本町の実情に応じた子ども・子育て支援の総合的な取り組みを推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「浪江町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、「なかよく みんな えがおで 子どもたちの未来につなぐ」を基本理念とし、避難先での子育てを支援するとともに、町内における子育て環境の向上を目指します。

浪江町の次代を担う子どもたちが健やかに生き生きと成長できるよう子育て支援策を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

浪江町長 吉田 数博

目 次

第1章 計画の目指す方向	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画の概要	2
3. 基本とする考え方	4
4. 基本視点を踏まえた施策の展開	6
第2章 浪江町の現状	8
1. 人口・世帯数の推移	8
2. 出生状況	9
3. 子ども数の状況	10
4. 将来人口の推計	11
5. 子育て環境の状況	13
6. 子育てに関するニーズ調査による本町の子育ての状況	14
第3章 基本計画	20
1. 親子の健康を守る	20
2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する	25
3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する	28
4. 地域とともに子育てしやすい環境をつくる	33
5. 幼児期の教育・保育体制の充実を図る	39
第4章 計画の推進に向けて	48
1. 社会全体での子育て支援	48
2. 計画の実施状況について	48
3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応	48
4. 計画の進行管理について	48
資料編	49
1. 浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱	49
2. 委員名簿	50
3. 策定経過	50

第1章 計画の目指す方向

1. 計画策定の目的

平成24年8月に、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法（①子ども・子育て支援法 ②就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）が公布されました。

それに基づき平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進することを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

この新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、市町村が、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。

町は東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、全町避難という極めて厳しい経験を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除されました。子どもたちの多くは全国各地に避難して生活している状況が続いていますが、平成30年4月には町内において町立認定こども園及び小中学校が開園・開校し、町内での子育て環境の整備も進んできています。

本計画は、町の次代を担う子どもたちが健やかで生き生きと育っていくために、全ての子ども、全ての子育ての段階に応じた子育て支援の総合的な取組みを推進するため策定するものです。

2. 計画の概要

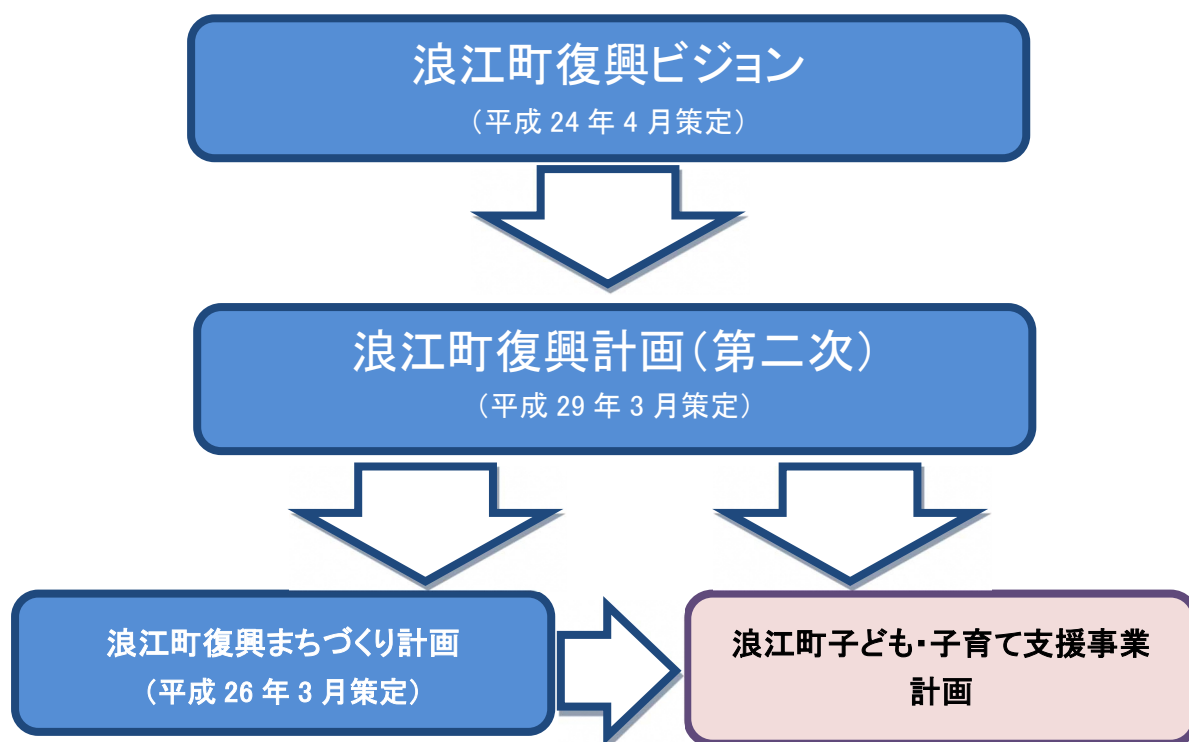
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

本計画は、児童福祉及び母子保健福祉、学校・教育部門の内容を含め、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

また、本計画の策定及び実施にあたっては、第1期の「浪江町子ども・子育て支援事業計画」の評価・見直しを行い、復興計画及び浪江町復興まちづくり計画に基づき、地域福祉、教育振興、障がい児対応、健康増進等、関連分野の施策との調和を図っていきます。

本計画の位置づけ



【浪江町復興ビジョン】

町として、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故の対応への今後の展望を示し、国への要求根拠とするとともに、町民一人ひとりの暮らしの再建のため、町全体で力を合わせる目標とするもの。

【浪江町復興計画(第二次)】

「復興ビジョン」の「復興理念」「基本指針」「具体像」を具現化するもの。

【浪江町復興まちづくり計画】

ふるさとの再生に向け、「復興ビジョン」や「復興計画（第二次）」において示された「まちづくりの方向性」をより具現化するもの。平成29年3月末の避難指示解除直後における「復興のスタート段階」の町について中心に扱い、その後の段階的なまちづくりのイメージを定めるもの。

(2) 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。

また、子ども・子育て支援事業等の対象となるのは、未就学児・小学生及びその保護者が主ですが、将来の親となる中学生以上も視野に入れた計画です。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等について、定期的に点検をしながら推進します。

3. 基本とする考え方

(1) 基本理念

基本理念

なかよく みんな えがおで
子どもたちの未来につなぐ

町の最上位計画である復興計画【第二次】において、復興の基本理念のひとつとして、「子どもたちの未来につなぐ」を掲げており、「子どもたちの“今”を大切に、理不尽な苦しみ無くしていく」、「子どもたちの心のふるさとを無くさない」という想いを基本に、子どもたちの願いや想いに応えるという姿勢を打ち出しています。

本計画は、これまでの本町の歩みと復興の考え方を踏まえ、「な」かよく（環境優先）、「み」んな（協働活力）、「え」がおで（安心生活）の3つの方針を踏まえつつ、豊かで充実した子育て環境を実現し、子どもたちの未来につないでいくことを基本理念とします。

(2) 基本目標

上記の基本理念に基づき、本計画では、事業領域ごとに下記の5つを基本目標として設定します。

目標1：親子の健康を守る

（母子保健、健康管理、食育等）

目標2：子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

（学校教育、特別支援教育、体験活動等）

目標3：子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

（子育て支援サービス、経済的支援等）

目標4：地域とともに子育てしやすい環境をつくる

（見守り、生活環境、環境づくり全般等）

目標5：幼児期の教育・保育体制の充実を図る

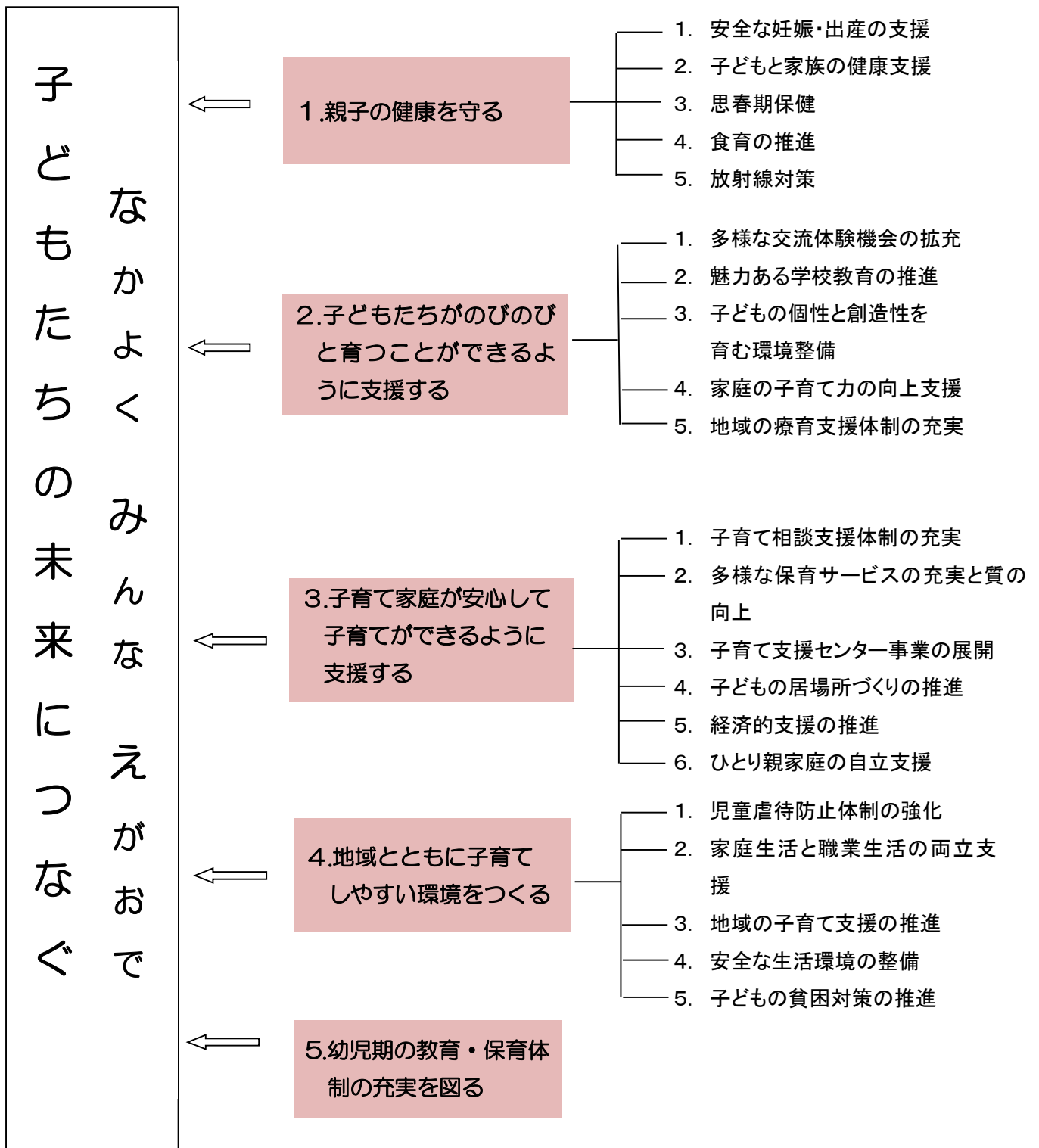
（教育・保育サービスの見込み量等）

(3) 施策体系

基本理念

基本目標

具体的施策



4. 基本視点を踏まえた施策の展開

(1) 基本視点

本計画の策定及び様々な個別事業の実施については、次の6つの視点を基本とします。

①子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締結国であり、「子どもの立場から何が最も良いことか考えること」等について努力することを約束し、子どもにかかる種々の権利が擁護されるように施策を推進し、子どもを「権利の主体」として尊重することが求められています。

そこで本計画は、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権・希望・福祉が最大限に尊重されるように配慮し、一人ひとりの子どもを大切にする子育て支援を目指し、子どもの視点に立った取組みを進めます。

②次世代を育成する視点

子どもは次代を担うという認識の下に、子どもを健やかに育むための人的・社会的環境づくりを着実に進めていくことが必要です。

次代を担う子どもの育成は、まさに「人づくり」であり、一つひとつの継続した取組みを進めます。

③地域全体で支援する視点

すべての子どもは社会を構成する重要な一員であり、次代を担う地域の宝です。子どもたちが、心身ともに健やかに成長するためには、家庭はもとより地域、幼稚園、保育所、学校、企業、行政をはじめとした社会全体が、次世代育成という目的・目標を共有し、連携と協力をもってその役割を果たし、子どもの健全育成に積極的に関わっていくことが必要です。

また、子育ては家庭で協力しあって行われることが基本ですが、地域や多世代の協力・関わりとともに、豊かな自然環境や伝承文化、それを担う人々など地域の多彩な財産を活かした、多彩な子育て支援が求められています。このような対応を確かなものとするためにも、社会全体で支援する視点に立った取組みを進めます。

④ともに学びあう視点

少子化の現代では、出産前に小さい子どもと接する機会は、昔に比べて極端に減っています。「育児」は、「育自」とも言われるように、日々子どもに教えられ様々なことを学ぶことでしょう。そんな若い保護者を支えていくためには、支援する側も「子どもと子育てを取り囲む環境」に関心を持ち、ともに学びあうことができる取組を進めます。

⑤子どもが安心して成長できる環境づくりの視点

子育てをする保護者は福島第一原子力発電所の事故による放射線被害に不安を感じながら生活しています。

放射線に対する保護者の不安や思いを受け止め、安心して遊べる環境や安全に生活できる環境などの体制づくりを進めます。

⑥状況の変化に適切に対処する視点

本計画は令和2年度～6年度の5年間を計画期間とすることから、この間における本計画の推進と町の復興に向けた歩みとを一致させることが大切です。

そこで、本計画の策定に際して今後の状況を可能な限り正確に反映させるとともに、その後の状況の変化には本計画の本質を踏まえつつ、柔軟かつ適切に対処する視点に立った取組を進めます。

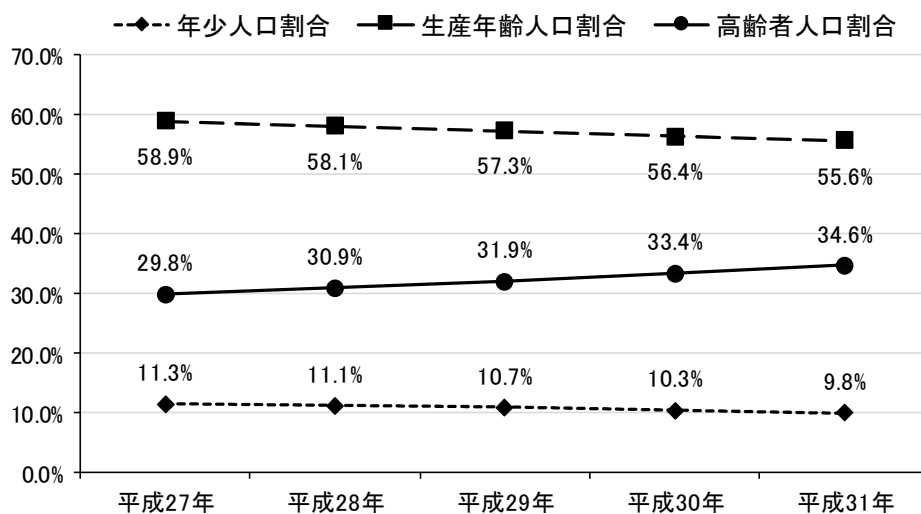
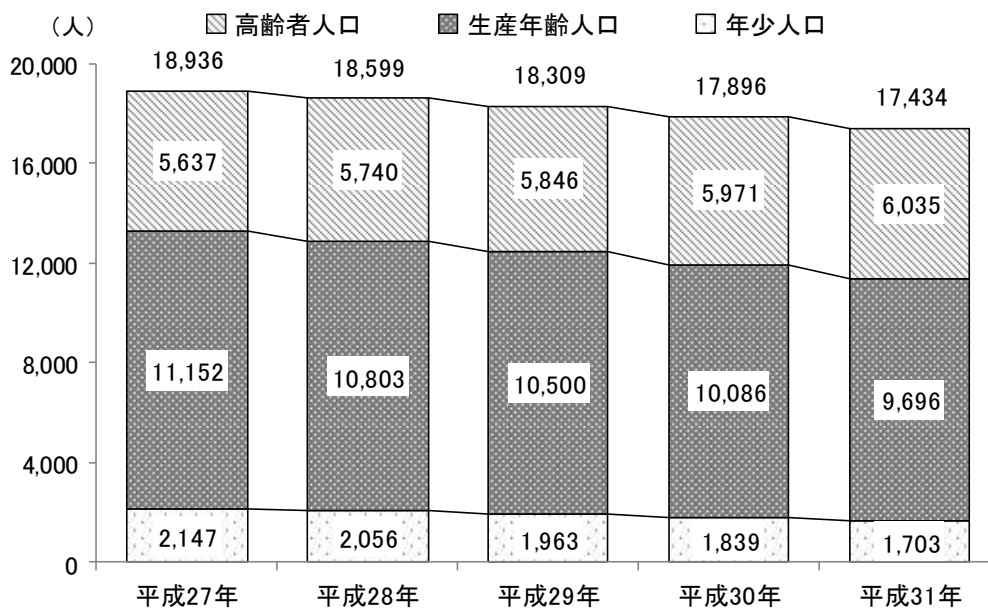
第2章 浪江町の現状

1. 人口・世帯数の推移

(1) 人口動向

総人口は平成30年に18,000人を下回り、平成31年は17,434人となっています。年齢構成では、14歳以下の年少人口が平成27年の2,147人から平成31年の1,703人に減少しており、年少人口割合と生産人口割合は緩やかに下降する一方、高齢者人口割合は増加傾向にあります。

3区分別人口推移

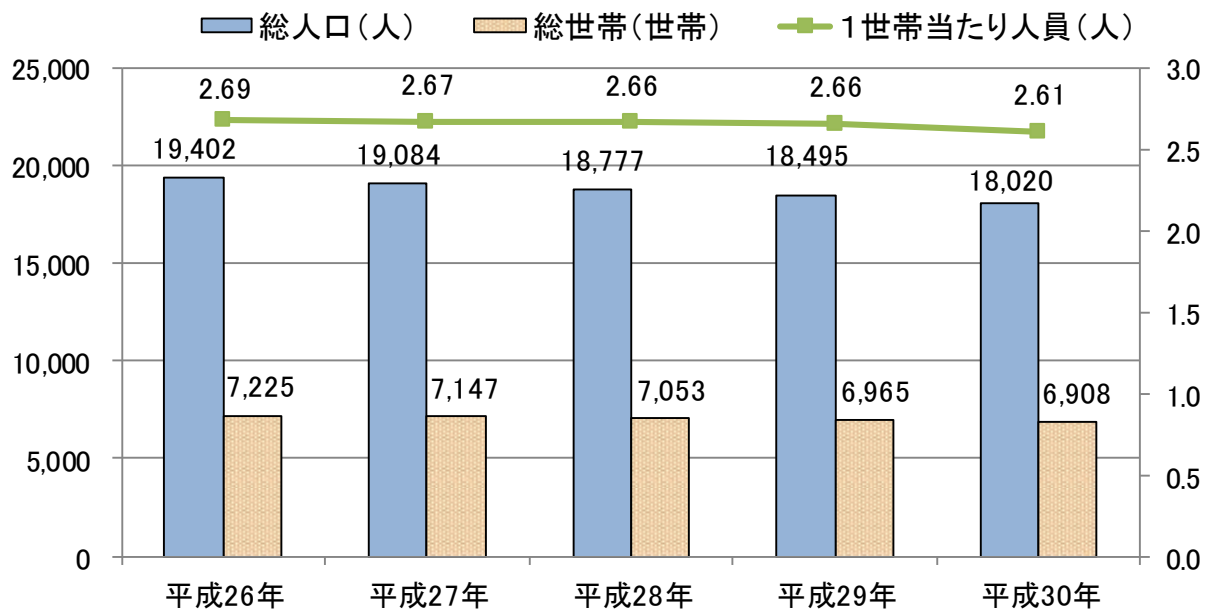


出典: 住民基本台帳

(2) 世帯数

世帯数は微減しており、平成29年以降は7,000世帯を下回って、平成26年の7,225世帯から平成30年の6,908世帯と317世帯の減少となっています。1世帯当たりの人数は2.6人台を推移しています。

世帯数と1世帯当たり人数

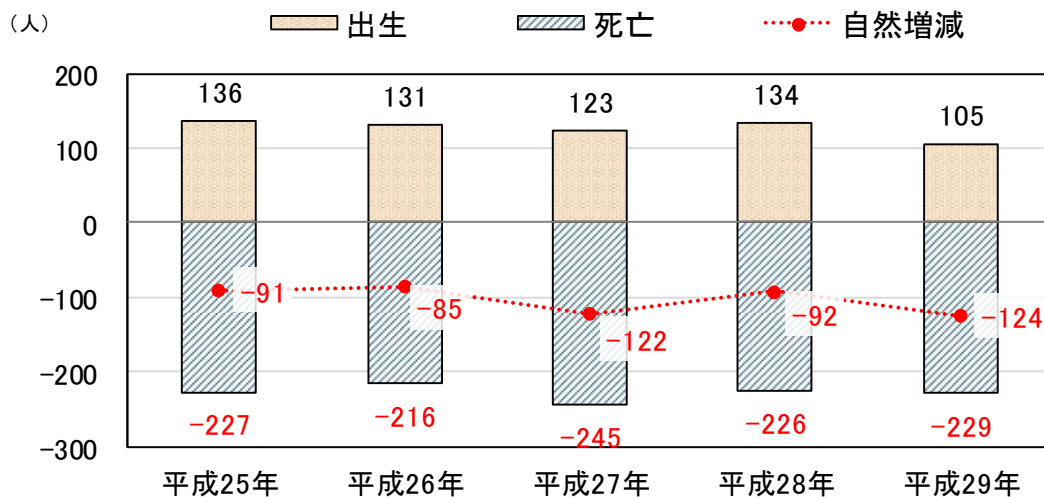


出典: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

2. 出生状況

出生数は、毎年130人前後でしたが、平成29年は105人となっています。死亡数は毎年220人前後で推移しています。

自然増減

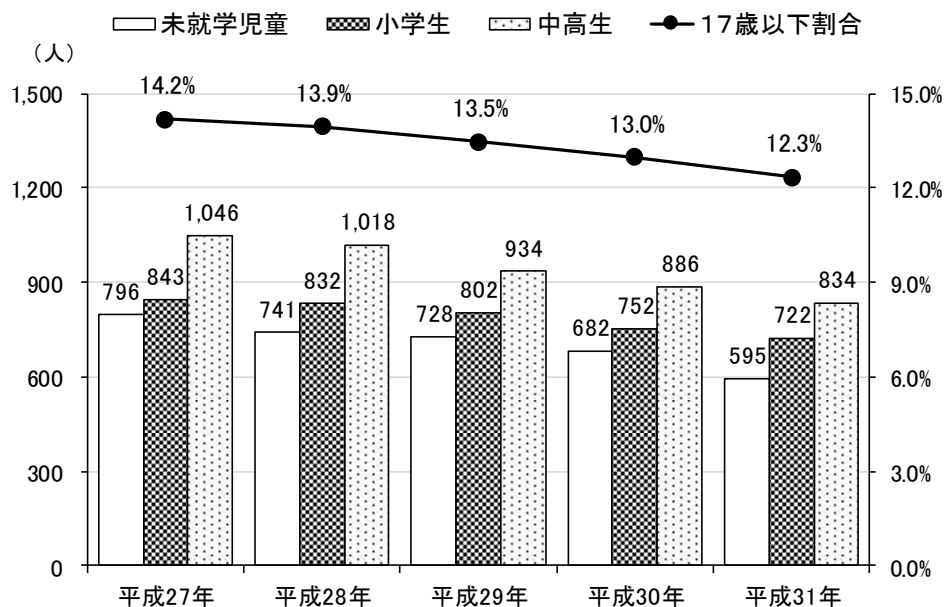


出典: 出典: 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

3. 子ども数の状況

17歳以下の人口は減少傾向にあり、中でも未就学児童が減少しています。17歳以下人口の占める割合は平成31年で12.3%となっています。

17歳以下の子ども数の推移



(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	135	111	139	101	72
1歳	110	132	110	128	98
2歳	141	107	128	102	126
3歳	117	139	102	121	97
4歳	136	117	135	100	109
5歳	157	135	114	130	93
0～5歳計	796	741	728	682	595
6歳	133	152	130	109	125
7歳	127	133	148	123	103
8歳	147	125	126	144	117
9歳	144	142	120	123	141
10歳	142	140	138	117	120
11歳	150	140	140	136	116
6～11歳計	843	832	802	752	722
12歳	159	147	137	135	129
13歳	182	156	142	130	131
14歳	167	180	154	140	126
12～14歳計	508	483	433	405	386
15歳	167	164	174	152	133
16歳	209	163	166	167	151
17歳	162	208	161	162	164
15～17歳計	538	535	501	481	448
合 計	2,685	2,591	2,464	2,320	2,151

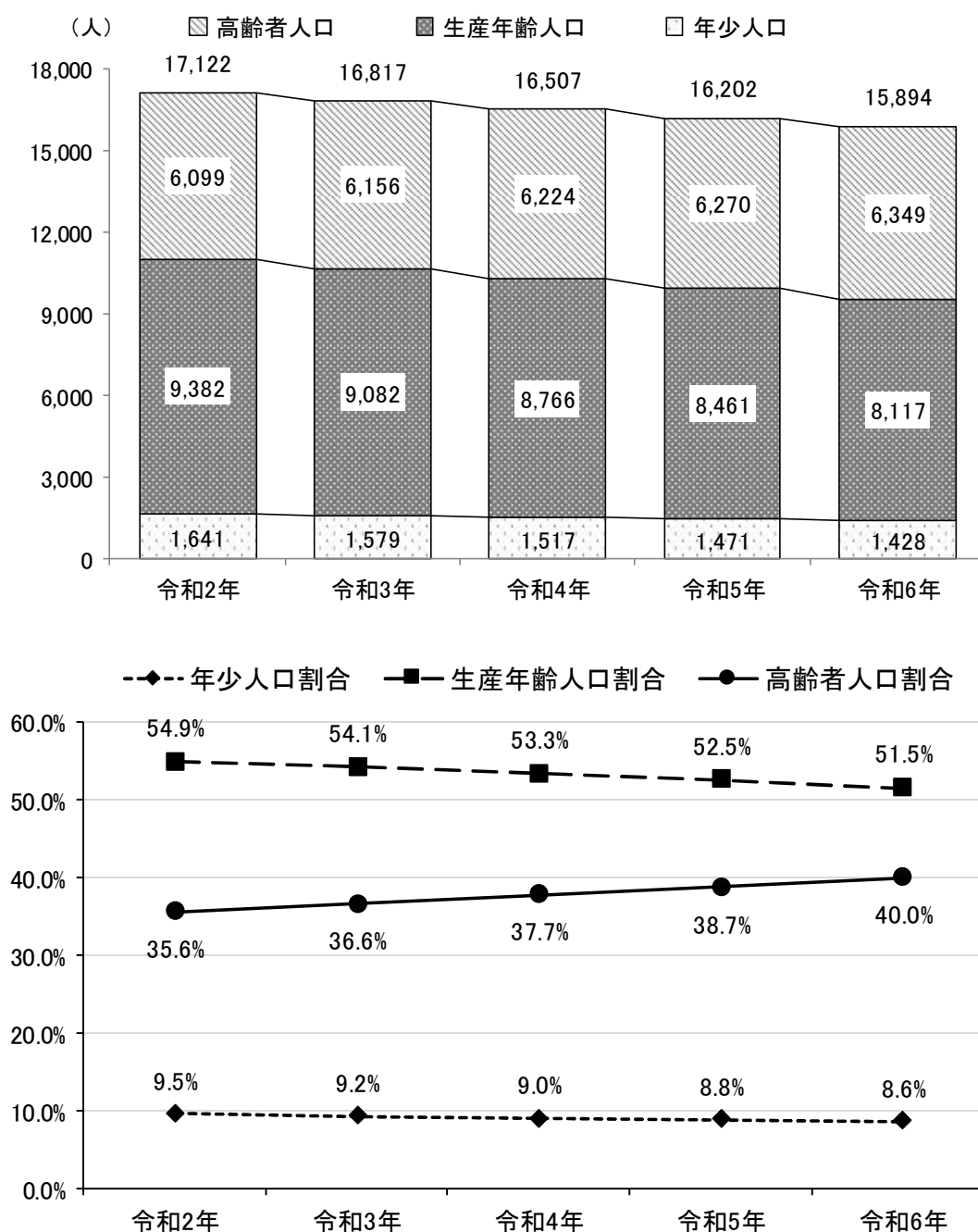
出典:住民基本台帳

4. 将来人口の推計

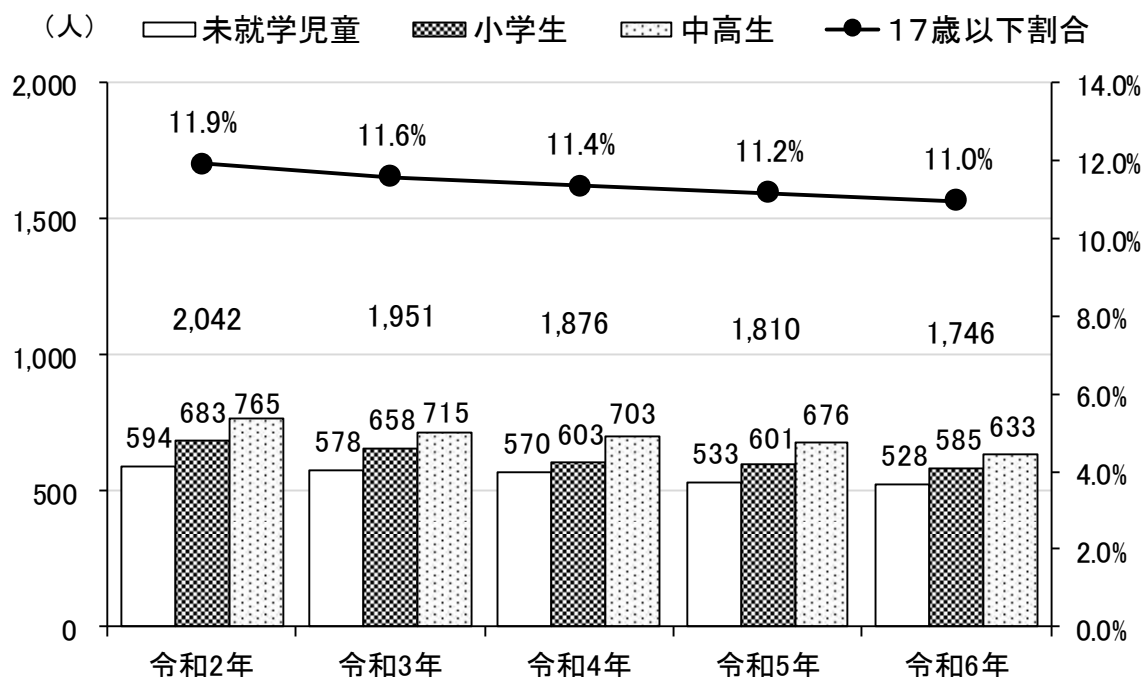
本計画期間中の人口について、住民基本台帳人口によりコーホート要因法で集計しました。人口は、令和2年の17,122人から令和3年～5年は16,000人台で推移するものと見込まれます。

年齢構成比については、年少人口割合と生産年齢人口割合は緩やかに下降するのに対し、高齢者人口割合は増加傾向と見込まれます。

将来推計人口(年度末人口/住民基本台帳ベース)



17歳以下の人口は減少傾向で、人口割合は令和2年の11.9%から令和6年には11.0%と見込まれます。



(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	100	96	93	92	94
1歳	71	99	95	92	91
2歳	96	69	97	93	90
0～2歳計	267	264	285	277	275
3歳	123	94	68	95	91
4歳	99	124	97	68	97
5歳	105	96	120	93	65
3～5歳計	327	314	285	256	253
6歳	92	104	95	119	92
7歳	120	89	100	91	114
8歳	101	118	87	98	89
9歳	113	99	115	85	95
10歳	139	111	97	113	84
11歳	118	137	109	95	111
6～11歳計	683	658	603	601	585
12歳	110	112	130	104	90
13歳	127	108	109	127	102
14歳	127	123	105	106	123
12～14歳計	364	343	344	337	315
15歳	122	123	120	102	102
16歳	132	121	122	119	101
17歳	147	128	117	118	115
15～17歳計	401	372	359	339	318
合 計	2,042	1,951	1,876	1,810	1,746

5. 子育て環境の状況

(1) 保育所等の状況

本町には、震災前は、認可保育所、幼稚園、児童館等がありましたが、震災による避難のため全施設が休業を余儀なくされました。

施設種別		箇所数
認可保育所		2
幼稚園	公立	2
	私立	2
児童館		1
認可外保育施設		2

平成29年3月31日に避難指示の一部が解除されたことから、平成30年4月に幼保連携型認定こども園浪江町立浪江にじいろこども園が開園し、令和2年2月現在、11名の児童が利用しています。

年齢	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児
在園児数	2	4	3	2

※令和2年4月からは0歳児（生後6か月以上）及び1歳児の預かりを開始します。

(2) 小・中学校の状況

本町には、町立小学校6校、町立中学校3校があります。震災後、臨時休業していましたが、小学校2校、中学校1校が避難先である二本松市で再開しました。

一方、町内では、平成30年4月に浪江町立なみえ創成小・中学校が開校しています。

町立学校のこれまでの経過と今後の方針

年度	これまでの経過									今後の方針	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
浪江小学校	避難先再開									休校	閉校
津島小学校	臨時休業			避難先再開							
浪江中学校	避難先再開									休校	
なみえ創成小学校								町内開校			
なみえ創成中学校								町内開校			
その他の学校	臨時休業									休校	閉校

令和2年2月時点での児童生徒数

校名	浪江小学校	津島小学校	なみえ創成小学校	なみえ創成中学校	区域外就学
児童・生徒数	1	1	16	3	1,083

6. 子育てに関するニーズ調査による本町の子育ての状況

本計画の策定にあたり、すべての子どもと子育て家庭に対する支援を図るため、浪江町の小学生以下の子どもと子育て家庭の実態・要望などを把握するため、平成31年2～3月に郵送により調査を実施しました。

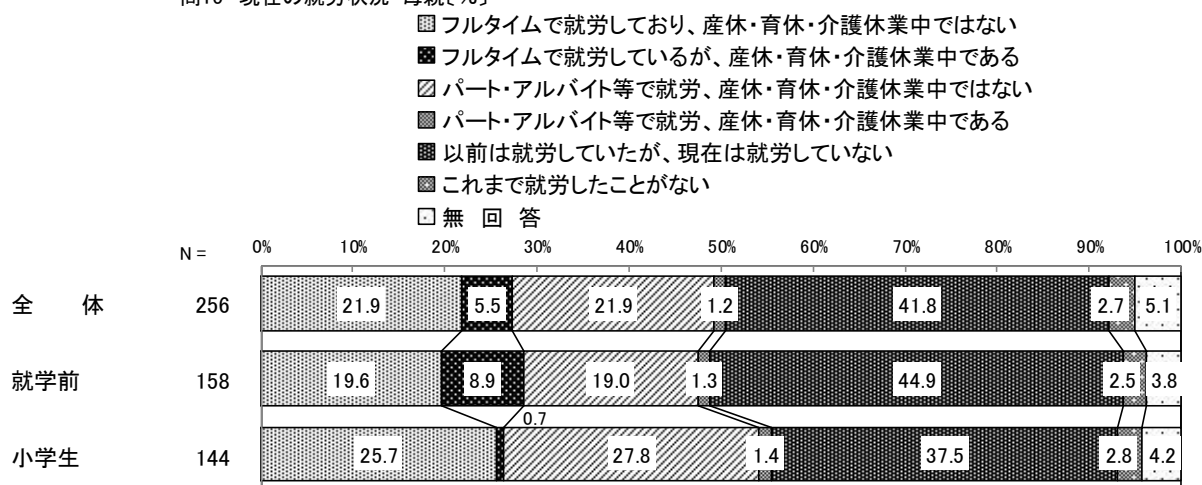
配布回収状況

配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
828	256	30.9

(1) 母親の就労状況

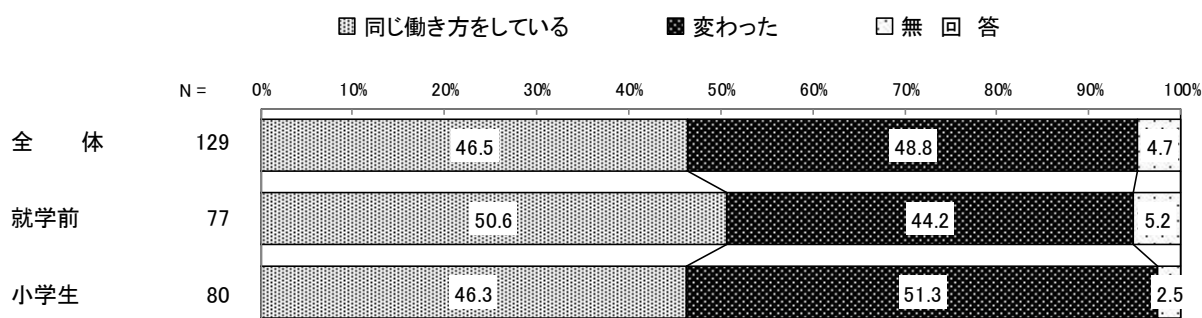
母親の現在の就労状況は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が41.8%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」がともに21.9%で続いています。

問15 現在の就労状況・母親[%]

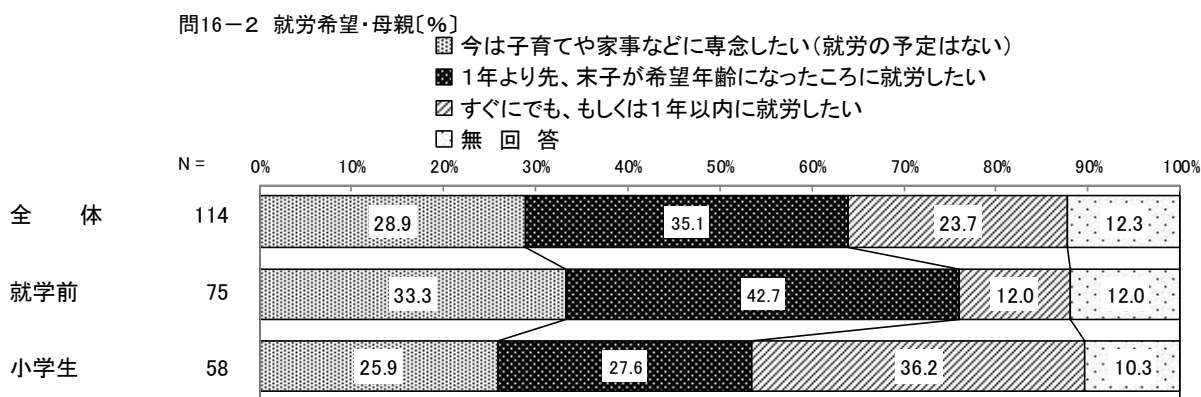


母親の就労状況は、震災前と「同じ働き方をしている」が46.5%、「変わった」が48.8%とほぼ同程度です。

問16 震災前と就業状況や就労形態が変わった・母親[%]

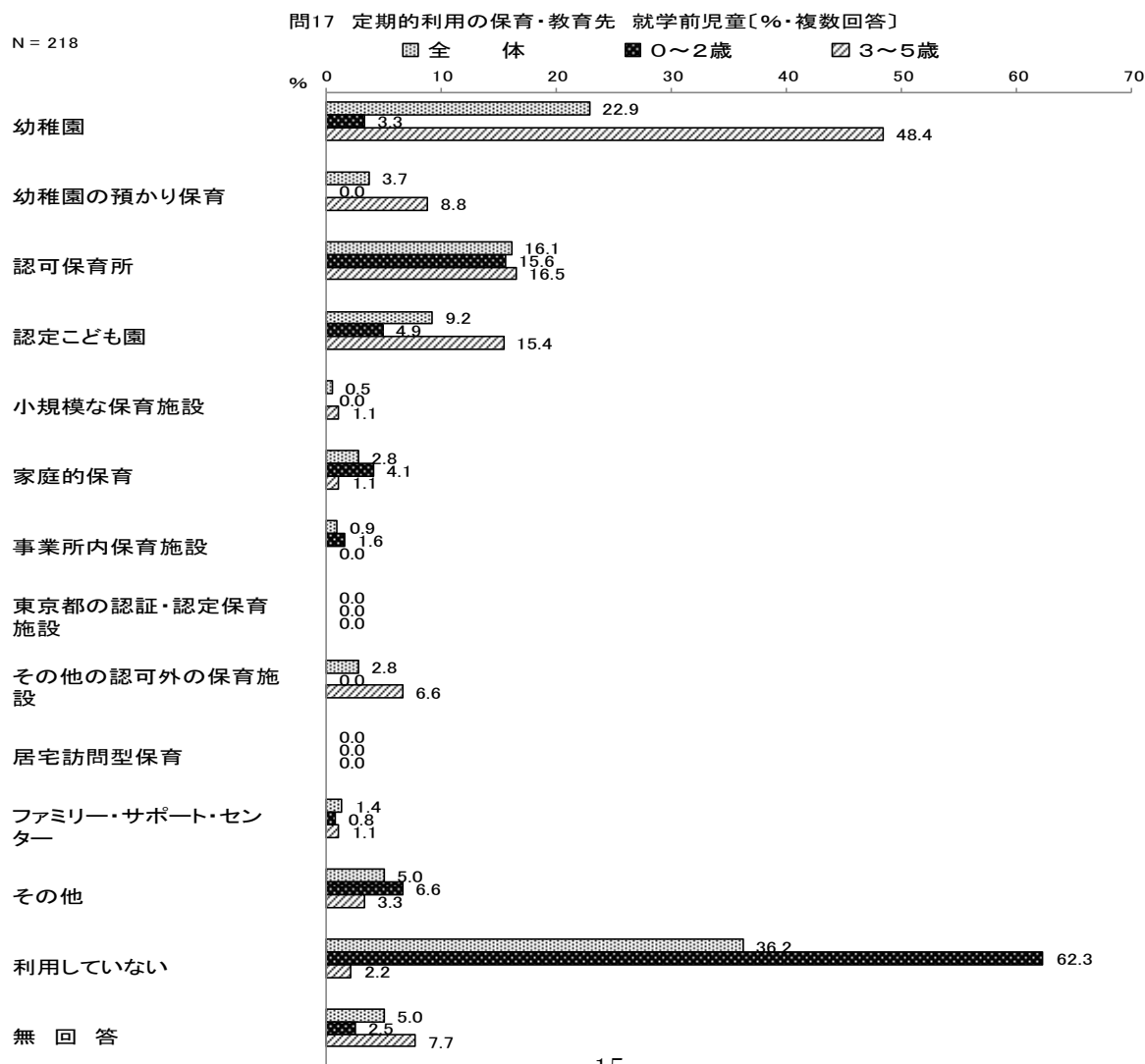


現在未就労の母親は、今後「1年より先、末子が希望年齢になったところに就労したい」が35.1%と最も多く、「今は子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が28.9%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が23.7%が続いています。



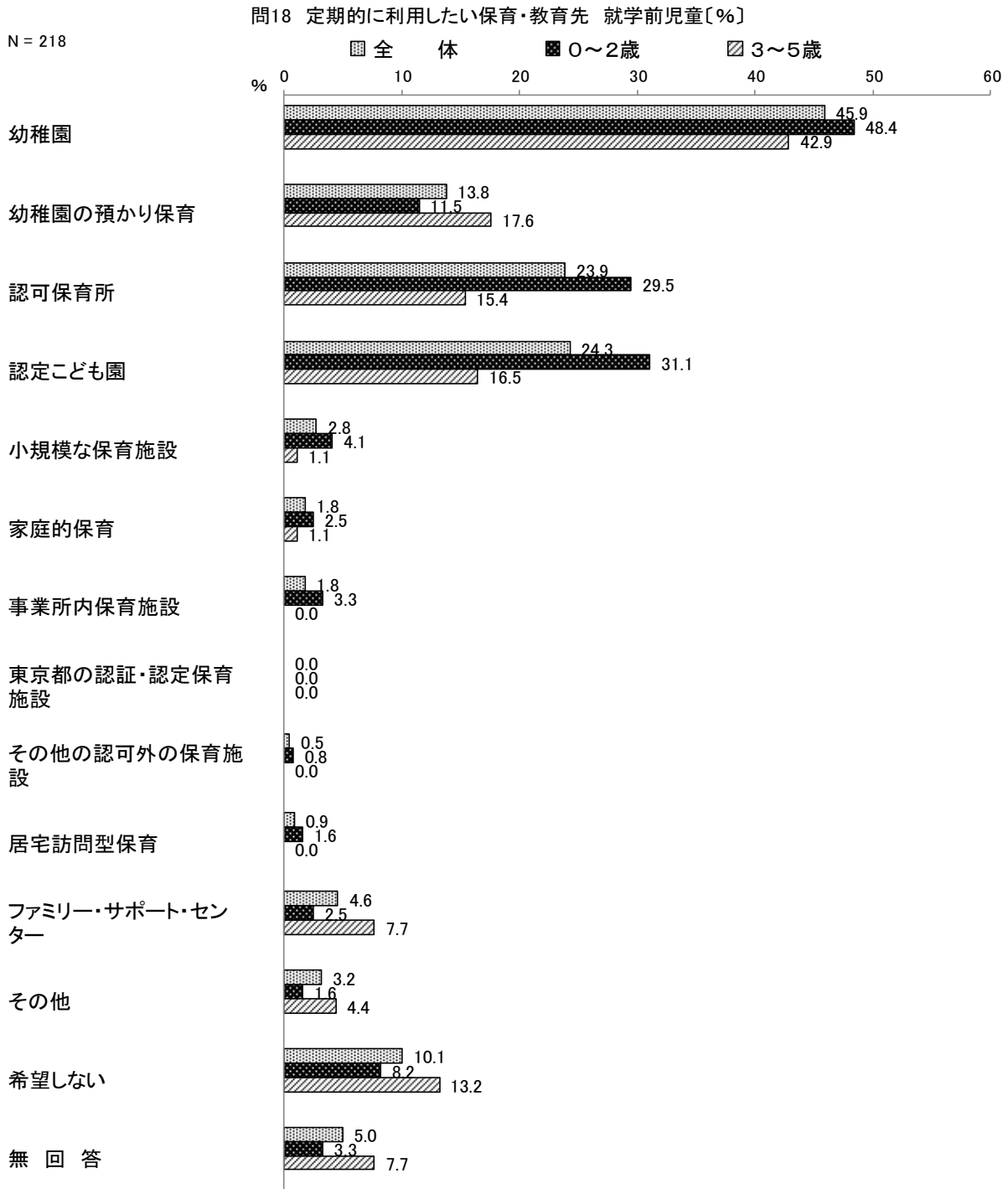
(2)教育・保育施設

現在は「利用していない」が36.2%と多く、「幼稚園」が22.9%、「認可保育所」が16.1%が続いています。0～2歳のいる世帯で「利用していない」が62.3%と多く、3～5歳のいる世帯で「幼稚園」が48.4%と多くなっています。



今後利用したい教育・保育施設は、「幼稚園」が45.9%と最も多く、「認定こども園」が24.3%、「認可保育所」が23.9%、「幼稚園の預かり保育」が13.8%、「希望しない」が10.1%で続いています。

0～2歳のいる世帯で「認定こども園」が31.1%、「認可保育所」が29.5%と多くなっています。



(3) 子育て支援事業の利用状況

「利用していない」が62.4%と最も多く、「地域子育て支援拠点」が9.6%、「幼稚園の預かり保育」が8.7%で続いています。

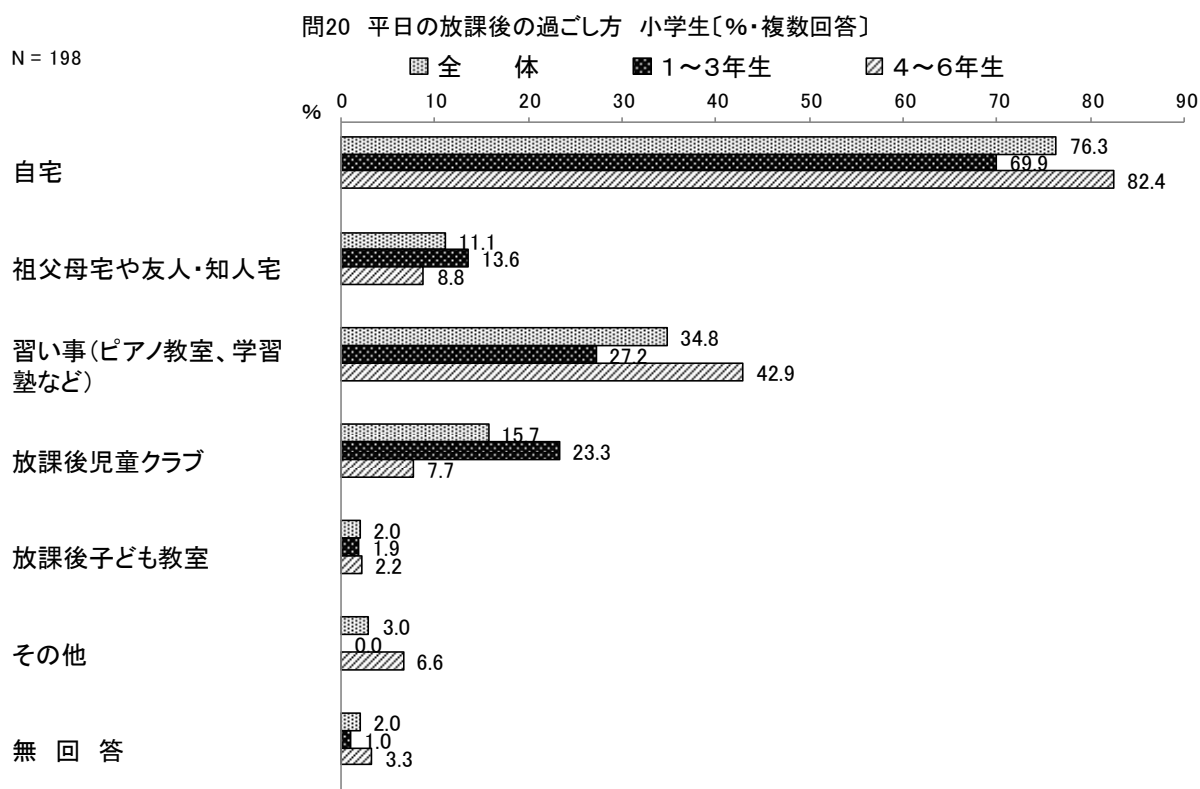
0～2歳のいる世帯で「地域子育て支援拠点」が14.8%と多く、3～5歳のいる世帯で「幼稚園の預かり保育」が20.9%と多くなっています。



(4) 小学生の放課後の過ごし方

現在、過ごしている場所は「自宅」が76.3%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が34.8%、「放課後児童クラブ」が15.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が11.1%で続いています。

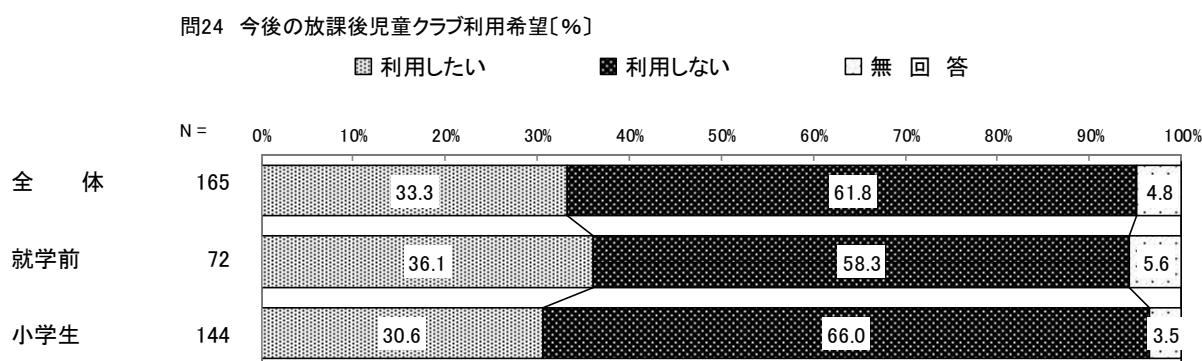
1～3年生のいる世帯で「自宅」が69.9%、「放課後児童クラブ」が23.3%と多く、4～6年生のいる世帯で「自宅」が82.4%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が42.9%と多くなっています。



今後、放課後児童クラブを「利用したい」が33.3%、「利用しない」が61.8%です。

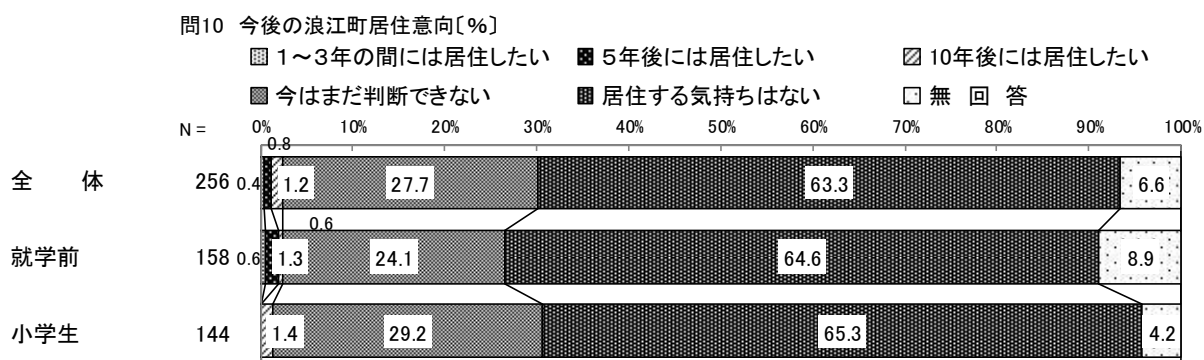
就学前児童年齢別では、5歳で「利用したい」が50.0%と多くなっています。

小学生学年別では、小学1年生で「利用したい」が56.7%と多くなっています。



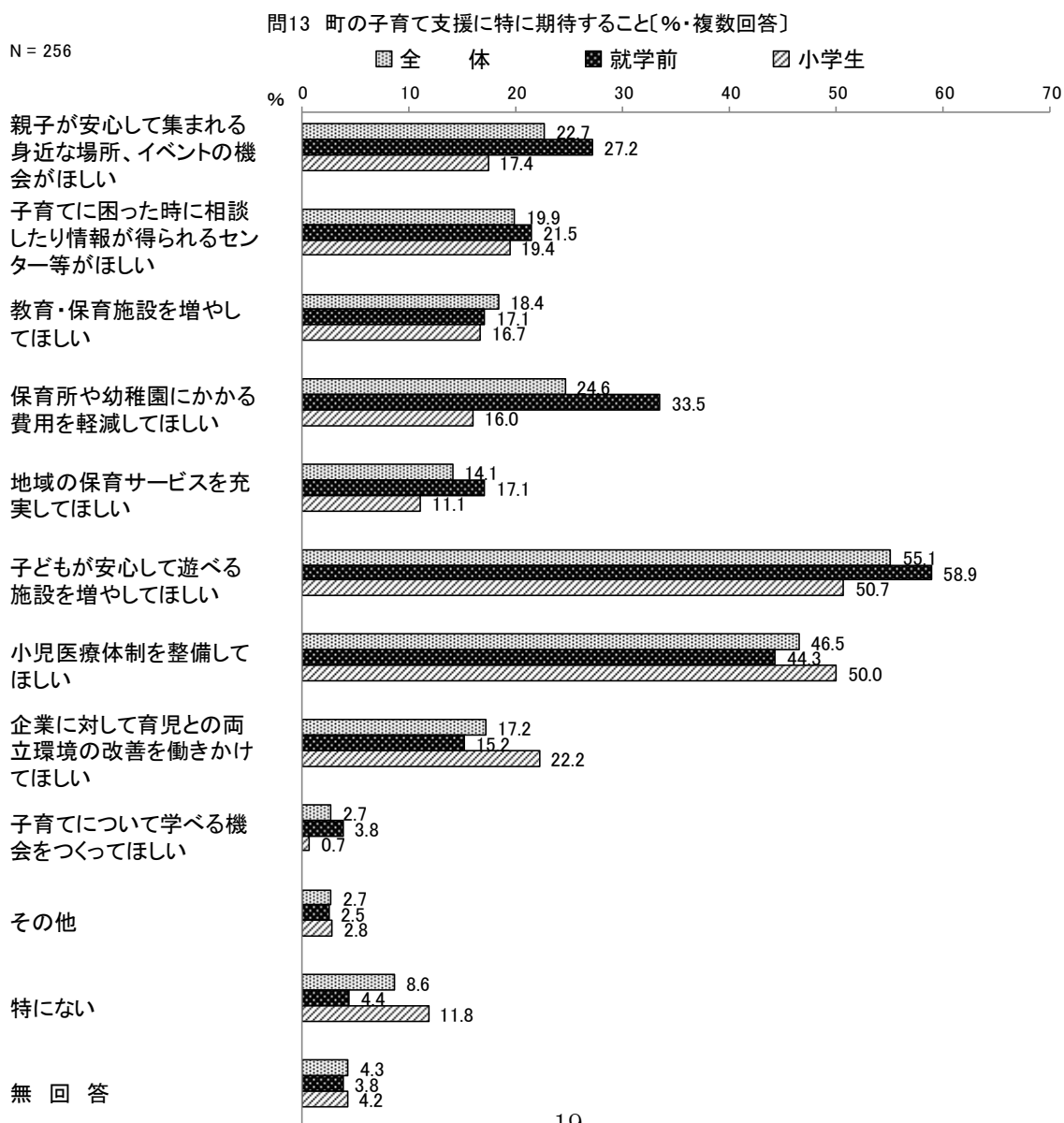
(5) 今後の居留意向

浪江町に「居住する気持ちはない」が63.3%と最も多く、「今はまだ判断できない」が27.7%で続いています。



(6) 子育て支援について町に期待すること

「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が55.1%と最も多く、「小児医療体制を整備してほしい」が46.5%で続いています。



第3章 基本計画

町外で避難生活が続けている子ども、子育て家庭が多く、原発避難者特例法（※）により、避難先自治体から様々なサービスを提供していただいている状況です。

現在、避難生活を継続している子ども・子育て家庭に町として取り組むことができる事業は少ない状況ですが、今後、国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関等との連携を図りながら、可能な限りきめ細やかな事業が展開できるよう取り組んでいきます。また、町内に居住する子ども・子育て家庭への支援策を推進し、子育て環境の向上を図ります。

なお、本町は未だ復興の途上にあり、本町は取り巻く状況はこれからも刻一刻と変わっていくと考えられることから、本計画についても今後の復興の状況や財政状況、子育て世帯の居住動向などを踏まえながら見直していくこととなります。

1. 親子の健康を守る

子どもたちが健やかに成長するためには、生活習慣の大切さを理解し、睡眠・休養・栄養・運動などの生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を身につけていくことが大切です。

幼児期に確立された生活リズムは、健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤となります。親子が健康で安心して暮らしていけるよう、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期とそれぞれの段階に応じた事業を展開していきます。

また、今もなお放射線に対する不安を持つ保護者もいることから、不安軽減のための取り組みを継続していきます。

※原発避難者特例法は、福島県内の一部の市町村（指定市町村）から住民票を移さずに避難している皆様が、指定市町村又は福島県が提供すべき行政サービスのうち、自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出て告示されたものを避難先の自治体から受けるための法律です。

(1) 安全な妊娠・出産の支援

妊娠や出産に関する正しい知識の普及を図り、経済的支援、相談体制などの事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法※	担当課
① 母子健康手帳の交付及び妊婦健康相談	妊娠届に基づいて母子健康手帳を交付します。同時に妊婦の健康に関して個別相談を実施します。 [県内] 浪江町が実施します。 [県外] 避難先自治体にて実施します。	○	健康保険課
② 妊婦健康診査の公費負担	15回(妊娠初期から出産までの間)の妊婦健康診査と、産後健康診査(1か月健診)の費用を助成します。 [県内] 浪江町が実施します。 [県外] 避難先自治体にて実施します。避難先で助成されない場合、町が償還払いで対応します。	○	健康保険課
③ マタニティマーク配布事業	妊娠中の母体や胎児の健康を確保し、安全な出産等に向けた妊産婦の理解あるやさしい環境づくりを推進するため、母子健康手帳交付時にマタニティマークを配布します。 [県内] 浪江町で配布します。 [県外] 避難先自治体にて配布します。		健康保険課
④ 妊婦歯科健康診査	むし歯や歯周疾患を発症しやすい妊娠中の女性に対し歯科健診を実施することにより、歯周疾患の発見および早期の治療を促し、口腔内の改善を図ります。		健康保険課
⑤ 子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携して、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。		健康保険課

※特例法の欄の「○」は、原発避難者特例法により避難先の自治体から行政サービスを受けられることを表しています。

(2) 子どもと家族の健康支援

乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児健康診査や予防接種事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 乳幼児家庭訪問	生後3か月以内の早期に家庭を訪問し、乳児の発育状況と発達の確認、助言指導を行います。また、子育て状況を把握し、育児支援サービスを紹介するなど育児不安の解消に努めるとともに、虐待の未然防止と発見につなげます。 [県内] 浪江町保健師又は福島県助産師会が訪問します。 [県外] 避難先自治体にて実施します。	○	健康保険課
② 乳幼児健康診査	内科・歯科・整形外科診察・保健師による問診、栄養士、歯科衛生士による指導などを各発達年齢に応じて実施し、個々の相談について助言指導を行います。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先自治体にて実施します。	○	健康保険課
③ 未熟児訪問事業	2,500g以下で生まれた新生児の家庭を訪問します。また、医療機関と連携を図りながら、育児支援を行います。 [県内] 浪江町保健師又は福島県助産師会が訪問します。 [県外] 避難先自治体にて実施します。	○	健康保険課
④ 予防接種事業	感染症予防のため、年齢に応じて定期予防接種を実施します。 [県内] 県内医療機関で実施します。 [県外] 避難先医療機関で実施します。	○	健康保険課
⑤ 母子支援事業	乳幼児を持つ母親に対して、同じ地域に住んでいる母親たちとの交流の中で、母子が楽しみながら子育ての悩みを相談・共感できる仲間をつくることを目的として「かもめっ子クラブ」を実施します(郡山市・いわき市・南相馬市)。		健康保険課
⑥ 産後ケア事業	育児に関する相談や母親の体調のケア等に助産師が対応します。		健康保険課

事業名	事業内容	特例法	担当課
⑦ 幼児フッ化物歯面塗布事業	幼児期における歯科保健への意識向上と虫歯予防を進めるため、希望する3歳児にフッ化物塗布を実施します。		健康保険課

(3) 思春期保健

思春期における様々な問題に対応するため、プライバシーを守りつつ子どもたちや保護者の相談を受ける体制の事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① スクールカウンセラー等の設置	町立小中学校にスクールカウンセラー等を配置し、不登校生徒や問題行動等に関して状況に応じて効果的に関わると同時に、教職員に適切な助言・指導を行います。 [町立学校以外の児童・生徒への対応] 電話や窓口での相談に応じ、助言・指導を行います。		教育委員会事務局

(4) 食育の推進

食を通じた家族の関係づくりと心身の健全育成を図るための取組みを実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 認定こども園・小中学校での食育の推進	小中学校および認定こども園において、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識を身に付けるための事業を実施します。		教育委員会事務局
② すこやかおやつ教室	乳幼児にとっておやつは大事な栄養補給であることから、栄養士によるおやつ教室を実施します。		健康保険課

(5)放射線対策

放射線に対する保護者の不安を受け止め、安心して生活することができるような環境づくりを図るための事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 線量計の貸与	放射線に対する不安の解消と健康管理のため、希望者に対し線量計を貸し出し、外部被ばく線量を測定します。		健康保険課
② 内部被ばく検査	長期的な健康管理のため内部被ばく検査を実施します。 [実施場所] 仮設津島診療所 ひらた中央病院		仮設津島診療所
③ 甲状腺検査	震災当時40歳以下の方の放射線による健康被害への不安の解消と、長期的な健康管理のために甲状腺検査を実施します。 ※町の検査は県での検査がない年度に実施します。 [実施場所] 仮設津島診療所 ひらた中央病院		仮設津島診療所
④ 食品の放射性物質測定	飲料水、家庭菜園などの農作物・その他の食品などの放射線測定を行います。		健康保険課
⑤ 放射線健康相談	浪江町役場本庁舎に放射線相談窓口を設置し、放射線相談員が放射線に関する相談を受け付けます。		健康保険課
⑥ 給食食材の放射性物質測定	なみえ創成小中学校および浪江にじいりこども園に通学・通園する子どもたちへ、安全・安心な給食を提供するため、給食食材の放射性物質測定を継続します。		教育委員会事務局

2. 子どもたちがのびのびと育つことができるように支援する

子どもの育成には、教育・保育の提供や身体・健康維持だけでなく、心の豊かさをいかに育んでいくかも重要です。

そのために、子どもたちが様々な体験ができる機会、様々な世代の人との交流ができる機会を提供できるよう努めます。

また、子どもたちの個性を伸ばし、夢を育む教育活動の推進を図るとともに、子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めます。

さらに、障がいや発育・発達に遅れのある子どもたちが、ほかの子どもたちと同じくのびのびと育っていくことができる環境・支援体制の整備に取り組みます。

(1) 多様な交流体験機会の拡充

様々な世代の方との交流や地域との関わりを通して、ふるさととの絆の維持や心身の成長への支援を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、子どもたちに、学習や遊び、スポーツなど地域に根ざした多様な体験活動および地域住民との交流活動等の機会を提供します。		教育委員会事務局

(2) 魅力ある学校教育の推進

子どもたちが社会の変化の中でたくましく生きていくことができるよう、教育活動の多様化と質の向上を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 地域と学校の連携	地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図るとともに、子どもたちの社会性や勤労観・職業観の育成を図ります。		教育委員会事務局

(3) 子どもの個性と創造性を育む環境整備

子どもたちにとって学習や遊び等の活動のしやすい環境を整備し、さらなる充実に努めます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 社会体育施設の整備	子どもたちが安全・安心にスポーツ等に取り組めるよう、町内のスポーツ関連施設を整備します。		教育委員会事務局
② 読書環境の充実	子どもたちの読書習慣の形成のため、子どもたちがいつでも読書活動ができる環境を整備します。		教育委員会事務局
③ 屋内遊び場施設の整備	子どもたちが安全に運動できる場所として屋内遊び場施設を整備します。		教育委員会事務局
④ 公園整備	子どもたちの身近な遊び場となる公園の維持管理、整備を図ります。		まちづくり整備課
⑤ 浪江にじいろこども園園庭開放	子どもたちに外遊びの機会を提供するため、週1回、浪江にじいろこども園の園庭を開放します。		教育委員会事務局

(4) 家庭の子育て力の向上支援

絵本の読み聞かせによる親子のふれあいの時間をつくるために、ブックスタート事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① ブックスタート事業	誕生時に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。		教育委員会事務局

(5) 地域の療育支援体制の充実

障がいの有無にかかわらず、心身ともにのびのびと成長できるよう、適切な支援の提供に努めます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 障害児通所支援事業	心身に障がいのある未就学児の集団生活への対応訓練等のための児童発達支援、および心身に障がいのある就学児の放課後等に行う生活能力向上のための放課後等デイサービス等の支援を行います。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先自治体にて実施します。	○	介護福祉課

事業名	事業内容	特例法	担当課
② 障害児入所支援事業	施設に入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先自治体にて実施します。	○	介護福祉課
③ 障害福祉サービス事業	障がい児や保護者の在宅援護のための居宅介護や短期入所(ショートステイ)などの支援を行います。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先自治体にて実施します。	○	介護福祉課
④ 地域生活支援事業	障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、保護者等からの相談に応じ必要な援助を行う相談支援事業、屋外での移動が困難な障がい児に外出の移動の支援を行う移動支援事業等を行います。		介護福祉課
⑤ 補装具給付	身体上の障がいを補うために補装具の購入・修理の費用を支給します。		介護福祉課
⑥ 日常生活用具給付	重度障がい児等の福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付または貸与します。		介護福祉課
⑦ 特別支援教育介助員の配置	障がいのある子どもが学校生活を送る上での支援を行います。		教育委員会事務局
⑧ 特別支援コーディネーターの配置	小・中学校において特別支援コーディネーターを指名し、特別支援教育の充実を図ります。		教育委員会事務局

3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する

子育て家庭が安心して子育てするためには、子育て環境への不安の解消や経済的負担の軽減などの支援体制が必要です。

急な用事の時でも安心して周囲の支援を受けることができる体制作りや子育ての悩みや不安を相談できる支援事業に取り組みます。

しかし、教育・保育サービスの施設給付は避難先自治体に受け入れをお願いせざるをえない状況が続いています。そこで、避難先自治体でも安心してサービスが受けられるよう、国や県の全面協力のもとに働きかけていくとともに、町内に居住している方にはこども園での受け入れ体制を継続して確保し、相談、情報提供の拠点としての役割をもち、子育て家庭を支援します。

(1) 子育て相談支援体制の充実

子育てに関する悩みや不安は多様であり、多くの方が何らかの不安を抱えています。

子どもの成長過程に応じて、細やかな相談・支援をしていくために、広く育児情報を提供し、関係機関、団体との連携を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 子育て情報の発信	子育てに関する様々な情報を町ホームページや広報等によりお知らせします。		教育委員会事務局
② 相談体制の充実	町の窓口や電話での情報提供や相談機能の充実化を図ります。		教育委員会事務局
③ 子育てサロン事業	保護者同士の交流の場の提供などにより、子育ての不安や悩みを解消し、親子の精神面や育児・生活全体を支援します。		教育委員会事務局
④ スクールソーシャルワーカー等の配置	スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。		教育委員会事務局

(2) 多様な保育サービスの充実と質の向上

保育を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育つことができるような事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 通常保育事業	教育・保育施設において教育活動・保育活動を行います。 [町内] 浪江にじいろこども園で実施します。 [町外] 避難先の施設を利用できます。	○	教育委員会事務局
② 延長保育事業	保育標準時間(11時間)を超える延長保育を実施します。 [町内] 浪江にじいろこども園で実施します。 [町外] 避難先の施設を利用できます。		教育委員会事務局
③ 一時預かり事業	通院や育児のリフレッシュなど、理由を問わず保育が一時的に困難となった就学前の幼児・児童を預かる事業を実施します。 [町内] 浪江にじいろこども園で実施します。 [町外] 避難先の施設を利用できます。		教育委員会事務局
④ ファミリー・サポート・センター事業	子育てを援助したい方と援助を受けたい方の相互援助活動の連絡および調整を行う事業を実施します。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先のサービスを利用できます。		教育委員会事務局
⑤ 教育・保育施設の整備	町内の子育て世帯の状況に応じて、町内に教育・保育施設を整備します。		教育委員会事務局

(3) 子育て支援センター事業の展開

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる事業を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 地域子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談援助、情報提供、講習会を実施します。 [町内] 浪江町が実施します。 [町外] 避難先の施設を利用できます。		教育委員会事務局

(4) 子どもの居場所づくりの推進

子どもが安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業(再掲)	放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、子どもたちに、学習や遊び、スポーツなど地域に根ざした多様な体験活動および地域住民との交流活動等の機会を提供します。		教育委員会事務局
② スポーツ活動の支援	部活動やスポーツ少年団など子どもに多様なスポーツの機会を提供します。		教育委員会事務局

(5) 経済的支援の推進

安心して子育てができるよう、子育て世帯への経済的支援を実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 児童手当	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を図ります。		教育委員会事務局
② 奨学資金貸付	能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図り、有能なる公民の養成の理念達成に資することを目的に奨学資金を貸し付けます。		教育委員会事務局
③ 子ども医療費助成事業	乳幼児・児童の疾病等の早期発見、早期治療の促進及び子育て世代への経済的支援を図るため、医療給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として医療費を助成します。また、入院時食事療養費定額負担分についても助成します。		教育委員会事務局
④ 養育医療	出生時の体重が2,000g以下か、超えていても生活力が特に薄弱であり、医師が入院療育を必要と認めたものに対して、これに必要な医療費の給付を行います。		教育委員会事務局

事業名	事業内容	特例法	担当課
⑤ 就学援助	経済的理由のため就学が困難な児童および生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の必要な援助を行います。 当分の間、国に財政支援を求めながら、経済的理由に限らず全児童・生徒を対象に実施します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。	○	教育委員会事務局
⑥ 保育料助成	認可保育所またはそれに類すると認められる認可外保育施設(託児所等)に通い、常時保育を受けている乳幼児の保護者に対し、納付した基本月額保育料を助成します。		教育委員会事務局
⑦ 出産祝い金	第3子以降の出生児を出産したときに出産祝い金を支給し、新町民の誕生を祝福するとともに、次代を担う児童の健全育成を図ります。		教育委員会事務局
⑧ 出産育児一時金	妊娠・出産費用は、健康保険を使うことができず、全額自己負担となるため、まとまった支出となる出産費用の一部を支給します。 ○国保…町で支給 ○社保…加入している保険者で支給		健康保険課
⑨ 障害児福祉手当	重度の障がいを持つ児童に対し、日常生活の負担の軽減を図るために手当を支給します。		介護福祉課
⑩ 特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として支給します。 [町内に居住している方] 浪江町役場で申請 [町外に避難している方] 避難先自治体で申請	○	教育委員会事務局
⑪ 重度心身障がい児童福祉手当	20歳未満の重度心身障がい児童を養育し、かつ生計を維持する者に対し、その生活と福祉の増進を図るために手当を支給します。		介護福祉課
⑫ 子育て世帯住宅支援補助金	子育て世帯の町内生活の負担を緩和し、帰還促進を図るため、なみえ創成小中学校または浪江にじいろこども園に通学・通園する町内賃貸住宅に居住する子育て世帯へ支援を行います。		教育委員会事務局

事業名	事業内容	特例法	担当課
⑬ なみえ創成小・中学校制服等支給制度	子育て世帯の町内生活の負担を緩和し、帰還促進を図るため、なみえ創成小中学校に通学する子育て世帯へ制服等を支給します。		教育委員会事務局
⑭ 小学校・中学校遠距離通学費助成	遠距離通学の児童および生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費を援助します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。		教育委員会事務局
⑮ 遠距離通学費助成	浪江町内から県内の県立高等学校に通学する際の公共交通機関での通学費の助成を行います。		教育委員会事務局

(6)ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は経済的、精神的負担が大きいことから、経済的支援や自立に向けた支援などを実施します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。		教育委員会事務局
② 児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。 [町内に居住している方] 浪江町役場で申請 [町外に避難している方] 避難先自治体で申請	○	教育委員会事務局
③ ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭のうち所得の低い家庭および父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。		教育委員会事務局

4. 地域とともに子育てしやすい環境をつくる

子どもの健全な育成には、家庭や行政をはじめその地域全体で子どもを応援し、見守り、また子育てを支援していく協働の流れが重要です。具体的には、まず、子育て家庭の育児力の応援が求められます。社会問題となっている児童虐待についても、身近な問題として地域での見守りや関わりが重要です。

また、安心して子育てをするために、安全で快適な生活環境を整備します。

(1) 児童虐待防止体制の強化

児童虐待の早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所等の関連機関と連携の強化を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 要保護児童対策地域協議会	家庭内における児童虐待防止および早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた児童の早期発見と対応およびその家族に適切な支援を行います。		教育委員会事務局

(2) 家庭生活と職業生活の両立支援

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらします。仕事と生活の調和の推進を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 就労支援等広報啓発活動	仕事を探している方、学生や既卒者、震災により被災された方等、福島県で就職を希望する方であれば誰でも利用できる無料の相談会や各種資格取得講座、合同企業面接会についての広報啓発活動を実施します。		産業振興課
② 男女共同参画事業	男女共同参画社会の実現のため、男女が共に支え合う社会づくりを進め、男女が共に家庭と仕事を両立できる環境を目指します。		教育委員会事務局

(3) 地域の子育て支援の推進

各家庭や行政はもちろん、地域全体で子育て家庭を見守り、保護者と関係機関等で情報を共有し、地域で連携して育児支援に取り組みます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 子育て応援パスポート事業	18歳未満の子どものいる家庭に対して子育てを応援するために、協賛店舗の協力で様々なサービスを受けられるよう「ファミたんカード」を交付します。		教育委員会事務局
② こどもの笑顔フォトコンテスト	浪江町が掲げる《なかよく・みんな・えがおで》をテーマにした「こどもの笑顔フォトコンテスト」を実施します。		教育委員会事務局
③ 育児パッケージ配布事業	町内に居住している妊婦に、浪江町での子育てを応援するという気持ちを込めた育児パッケージをプレゼントします。		教育委員会事務局

(4) 安全な生活環境の整備

子どもが地域で安心して過ごすために、身近な生活環境の改善と安全な場所の提供を進めます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 道路整備	安心・安全に生活することができるよう順次整備に取り組みます。		まちづくり整備課
② 公園整備(再掲)	子どもたちの身近な遊び場となる公園の維持管理、整備を図ります。		まちづくり整備課
③ 屋内遊び場施設の整備(再掲)	子どもたちが安全に運動できる場所として屋内遊び場施設を整備します。		教育委員会事務局
④ スクールバス運行	児童・生徒が安全・安心して通学できるようにスクールバスを運行します。		教育委員会事務局
⑤ 除染事業	避難指示解除区域については、除染は完了していますが、ホットスポット的に放射線量の高い箇所については、国と協議の上、引き続き放射線量の低減に取り組みます。		住民課

(5) 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

本町では、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき以下の5つの柱を設定し、それに基づき施策を実施します。

①生活の支援

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、良好な親子関係と、身体的にも精神的にも安心できる家庭環境が欠かせません。子どもが望ましい養育環境で生活できるよう、子どもと保護者の生活を支援するとともに、子どもの居場所づくりに取り組みます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(再掲)	ひとり親家庭の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。		教育委員会事務局
② 子育て世帯住宅支援補助金(再掲)	子育て世帯の町内生活の負担を緩和し、帰還促進を図るため、なみえ創成小中学校または浪江にじいろこども園に通学・通園する町内賃貸住宅に居住する子育て世帯へ支援を行います。		教育委員会事務局

②教育の支援

子どもたちが家庭の経済状況に左右されことなく自分の将来を切り開いていけるよう、学校において学齢期に合わせた基礎学力の定着と学習への意欲付けを図るとともに、学習環境の確保を図り、就学継続と希望する進学の実現を支援します。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 放課後なみえこどもクラブ事業(再掲)	放課後の子どもたちの安全な居場所を確保し、子どもたちに、学習や遊び、スポーツなど地域に根ざした多様な体験活動および地域住民との交流活動等の機会を提供します。		教育委員会事務局
② 地域と学校の連携(再掲)	地域の専門的な知識や技術等のある方々に、学校の教育活動に協力いただき、教育活動の多様化と質の向上を図るとともに、子どもたちの社会性や勤労観・職業観の育成を図ります。		教育委員会事務局

事業名	事業内容	特例法	担当課
③ 奨学資金貸付(再掲)	能力があるにもかかわらず経済的な理由によって就学が困難な方に対して、教育の機会均等を図り、有能なる公民の養成の理念達成に資することを目的に奨学資金を貸し付けます。		教育委員会事務局
④ 就学援助(再掲)	経済的理由のため就学が困難な児童および生徒の保護者に対して、学用品費、新入学児童生徒学用品費等の必要な援助を行います。 当分の間、国に財政支援を求めながら、経済的理由に限らず全児童・生徒を対象に実施します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。	○	教育委員会事務局

③保護者の就労支援

子どもたちが抱く家庭の経済状況への不安を軽減し、安心して生活できるようにするためには、保護者が安定的に就労している状況が望ましいといえます。子どもたちの安心を確保するため、就労が困難な状況にある保護者の就労を支援します。また、就労を希望する家庭が安心して就労できるよう保育施設の受入れ確保に努めます。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 就労支援等広報啓発活動(再掲)	仕事を探している方、学生や既卒者、震災により被災された方等、福島県で就職を希望する方であれば誰でも利用できる無料の相談会や各種資格取得講座、合同企業面接会についての広報啓発活動を実施します。		産業振興課
② 通常保育事業(再掲)	教育・保育施設において教育活動・保育活動を行います。 [町内] 浪江にじいろこども園で実施します。 [町外] 避難先の施設を利用しています。	○	教育委員会事務局

④経済的支援

子どもも保護者も経済的・精神的にゆとりを持って生活できる基盤を支えるため、必要な各種手当の給付など直接的な支援を確実にを行います。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 児童手当(再掲)	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を図ります。		教育委員会事務局
② 子ども医療費助成事業(再掲)	乳幼児・児童の疾病等の早期発見、早期治療の促進及び子育て世代への経済的支援を図るため、医療給付を受けた場合に支払った一部負担金の額を限度として医療費を助成します。また、入院時食事療養費定額負担分についても助成します。		教育委員会事務局
③ 保育料助成(再掲)	認可保育所またはそれに類すると認められる認可外保育施設(託児所等)に通い、常時保育を受けている乳幼児の保護者に対し、納付した基本月額保育料を助成します。		教育委員会事務局
④ ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭のうち所得の低い家庭および父母のない児童に対し医療費の一部を助成することにより、その健康と福祉の増進を図ります。		教育委員会事務局
⑤ 児童扶養手当(再掲)	父または母と生計を同じくしていない児童を監護または養育している者に手当を支給し、家庭生活の安定と自立促進を図ります。 [町内に居住している方] 浪江町役場で申請 [町外に避難している方] 避難先自治体で申請	○	教育委員会事務局
⑥ なみえ創成小・中学校制服等支給制度(再掲)	子育て世帯の町内生活の負担を緩和し、帰還促進を図るため、なみえ創成小中学校に通学する子育て世帯へ制服等を支給します。		教育委員会事務局
⑦ 小学校・中学校遠距離通学費助成(再掲)	遠距離通学の児童および生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学費を援助します。 ※避難先自治体から援助を受けられる場合はそちらを優先します。		教育委員会事務局

事業名	事業内容	特例法	担当課
⑧ 遠距離通学費助成 (再掲)	浪江町内から県内の県立高等学校に通学する際の公共交通機関での通学費の助成を行います。		教育委員会 事務局

⑤支援体制の連携強化

子どもの貧困問題の背景にある家庭内の問題や、貧困を契機として起こりうる問題は多岐にわたっています。そうした問題を適切に把握し、必要な支援へと確実につなげる体制を構築するため、子どもやその保護者、世帯への支援に関わる全ての機関で子どもの貧困問題への認識を一つにし、連携強化を図ります。

事業名	事業内容	特例法	担当課
① 要保護児童対策地域協議会(再掲)	家庭内における児童虐待防止および早期対応等に関し、関係機関が共通の認識と理解を持ち、緊密な連携体制を構築することにより、虐待等を受けた児童の早期発見と対応およびその家族に適切な支援を行います。		教育委員会 事務局
② スクールソーシャルワーカー等の配置 (再掲)	スクールソーシャルワーカー等を配置し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助、関係機関との連携調整等の対応にあたります。		教育委員会 事務局

5. 幼児期の教育・保育体制の充実を図る

(1) 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市区町村が、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供することとなります。

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 (教育を希望する場合)	幼稚園または 認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所または 認定こども園	8～11 時間
3号認定	0～2歳	保育認定 (保育の必要な事由に該当し、保育 所等での保育を希望する場合)	保育所または 認定こども園	8～11 時間

(2) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに需要量の見込みやその確保策を定めることとされています。

本町では、現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、町内全域を1区域と設定します。

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

また、地域型保育給付に該当するサービスは、これまでの無認可保育施設、事業所内保育施設や保育ママ、ベビー・シッター等が該当し、町が認可して0～2歳の3号認定者を対象に実施します。

○施設型給付

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う施設	3～5歳	・制限無し
保育所	・就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育と一緒に受ける ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

○地域型保育給付

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障害・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

○計画期間中の見込み量と提供体制

(人)			第2期計画期間				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計総数 (量の見込み)			369	357	337	314	312
1号認定	自町	特定教育・保育施設	5	3	4	2	2
	他市町村	確認を受けない幼稚園	123	116	105	94	93
2号認定	自町	地域型保育	5	7	7	12	15
	他市町村		147	140	123	110	108
3号認定 (1・2歳児)	自町		5	9	10	10	9
	他市町村		51	52	59	57	55
3号認定 (0歳児)	自町		4	2	2	2	2
	他市町村		29	28	27	27	28
②提供体制(※)			369	357	337	314	312
1号認定	自町	特定教育・保育施設	5	3	4	2	2
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
	他市町村		123	116	105	94	93
2号認定	自町	特定教育・保育施設	5	7	7	12	15
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
	他市町村		147	140	123	110	108
3号認定 (1・2歳児)	自町	特定教育・保育施設	5	9	10	10	9
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
	他市町村		51	52	59	57	55

○計画期間中の見込み量と提供体制

(人)			第2期計画期間				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定 (0歳児)	自 町	特定教育・ 保育施設	4	2	2	2	2
		確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0
		地域型保育	0	0	0	0	0
	他 市 町 村		29	28	27	27	28

※他市町村分（避難先）については、施設ごとに計上することは困難なため、合計人数のみを記載しています。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の子ども・子育て家庭を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて実施するものです。以下の13の事業があります。

	事業名	内容
1	利用者支援事業	●子どもや保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業の利用などについて、情報の集約と提供を行い、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じる事業です。また、それらの人々に必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡や調整等を行います。
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	●公共施設や保育所などの身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談などを行う事業です。
3	一時預かり事業	●保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができる事業です。
4	乳児家庭全戸訪問事業	●生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。また、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものです。
5	養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保することを目的とした事業です。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。
6	ファミリー・サポート・センター事業	●育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で子育てを助け合う相互援助活動です。
7	子育て短期支援事業（ショートステイ）	●「ショートステイ」は、保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則7日間）預かる事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを預かる事業です。
8	時間外（延長）保育事業	●通常の保育時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行う事業です。
9	病児・病後児保育事業	●病気やけがの児童（病児）及び回復期にある児童（病後児）を、専門の保育室で看護師・保育士などの専門職員により預かるサービスです。

	事業名	内容
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	●仕事などで日中保護者が家庭にいない、小学校児童を対象に、授業終了後などに預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。
11	妊婦健康診査	●妊娠中の母親の健康状態や、胎児の発育状況などを定期的に確認する妊婦健診にかかる費用の一部を、公費で負担します。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	●世帯の所得に応じて、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入費を公費で助成する事業です。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	●事業者の多様な能力を活用した特定教育・保育施設の設置、または運営を促進するための事業です。

②計画期間中の見込み量

利用者支援事業を除いて、町内及び避難中の子ども・子育て家庭分を合わせた見込み量を示しています。

	事業名	見込み量				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	利用者支援事業	町内1か所	町内1か所	町内1か所	町内1か所	町内1か所
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	のべ267人	のべ264人	のべ285人	のべ277人	のべ275人
3	一時預かり事業（上段：幼稚園児の預かり保育、下段：その他）	のべ2,673人	のべ2,567人	のべ2,330人	のべ2,093人	のべ2,068人
		のべ18,372人	のべ18,239人	のべ18,356人	のべ18,040人	のべ17,989人
4	乳児家庭全戸訪問事業	100回	96回	93回	92回	94回
5	養育支援訪問事業	0	0	0	0	0
6	ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0	0
7	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0	0	0	0	0
8	時間外（延長）保育事業	0	0	0	0	0
9	病児・病後児保育事業	のべ206人	のべ201人	のべ198人	のべ185人	のべ184人
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（上段：低学年、下段：高学年）	102人	102人	92人	101人	96人
		121人	113人	105人	96人	95人
11	妊婦健康診査	のべ1,500回	のべ1,440回	のべ1,395回	のべ1,380回	のべ1,410回
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—				
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—				

③確保方策

利用者支援事業は町内に1か所整備します。その他の事業については、町内で実施する分と避難先で提供される分を合わせて示しています。

	事業名	確保方策				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	利用者支援事業	町内1か所	町内1か所	町内1か所	町内1か所	町内1か所
2	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	（町独自事業で実施） 延267人	（町独自事業で実施） 延264人	（町独自事業で実施） 延285人	（町独自事業で実施） 延277人	（町独自事業で実施） 延275人
3	一時預かり事業（上段：幼稚園児の預かり保育、下段：その他）	のべ2,673人	のべ2,567人	のべ2,330人	のべ2,093人	のべ2,068人
		のべ18,372人 （のべ200人）	のべ18,239人 （のべ200人）	のべ18,356人 （のべ200人）	のべ18,040人 （のべ200人）	のべ17,989人 （のべ200人）
4	乳児家庭全戸訪問事業	100回 （5回）	96回 （5回）	93回 （5回）	92回 （5回）	94回 （5回）
5	養育支援訪問事業	0	0	0	0	0
6	ファミリー・サポート・センター事業	0	0	0	0	0
7	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0	0	0	0	0
8	時間外（延長）保育事業	0	0	0	0	0
9	病児・病後児保育事業	のべ206人	のべ201人	のべ198人	のべ185人	のべ184人
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（上段：低学年、下段：高学年）	102人	102人	92人	101人	96人
		121人	113人	105人	96人	95人
11	妊婦健康診査	のべ1,500回	のべ1,440回	のべ1,395回	のべ1,380回	のべ1,410回
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町内分については実施を検討				
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	町内分については実施を検討				

※自町＋他市町村の合計数。（ ）内は自町分。

(5)教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

町としては、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。

①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

②地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

③認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1. 社会全体での子育て支援

本計画を推進するにあたっては、家族・地域・関係する団体・組織・行政が連携を図りながら、各自の役割を果たすことが求められます。

これを基本方針に、社会全体で浪江町一丸となった子育て支援が実施できるよう、確実に計画を推進していきます。

2. 計画の実施状況について

本計画は、5年を計画期間としています。しかし、5年の間に社会情勢等の変化も考えられることから、必要に応じて実施状況の点検・検討を行う必要があります。計画年度内に提供予定がないサービスでも、利用者の要望や需要等を勘案して、追加・変更を行うなどの措置を講ずる可能性があります。

3. 社会・経済情勢や財政状況への的確かつ柔軟な対応

本計画の基本目標の達成に向けた各種事業の実現にあたっては、本町の財政状況を踏まえつつ、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に的確柔軟に対応しながら、可能な限り着実に推進するよう努めます。本計画の事業の目標は、町民ニーズの変化や、国による新たな施策などにも適切に対応するよう適宜見直しを行います。

4. 計画の進行管理について

庁内連携体制における連絡・協議のもとに、各分野の施策・事業の進捗状況を検討・評価し、計画の着実な実施を管理します。

資料編

1. 浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

○浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 11 月 1 日告示第 68 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、浪江町子ども・子育て支援事業計画の策定について審議するため、浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 事業計画の策定に関すること。
- (2) 事業計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、教育、保健、医療及び福祉の各分野、関係専門機関等を中心に、概ね 10 人程度で構成し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、事業計画の策定終了までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が召集する。

2. 委員名簿

役職	氏名	備考
会長	馬場 隆一	なみえ創成小学校長
副会長	牛来 美江子	主任児童委員
委員	紺野 麻由美	なみえ創成小学校保護者代表
委員	小林 奈保子	なみとも代表
委員	関根 俊二	仮設津島診療所
委員	門馬 純子	浪江にじいろこども園長
委員	鈴木 美保子	健康保険課
委員	七海 遼哉	介護福祉課
委員	上野 幹一	企画財政課

3. 策定経過

実施年月日	実施内容
平成31年2月16日～ 3月1日	浪江町子ども・子育てに関する調査
令和2年1月16日	第1回浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・子ども・子育て支援新制度について ・第1期計画について ・子ども・子育てに関する調査の結果について ・第2期計画骨子（案）について
令和2年2月6日	第2回浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第2期計画（素案）について
令和2年3月18日	第3回浪江町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・第2期計画（案）について

浪江町第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：浪江町 教育委員会事務局

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

TEL:0240-34-0252 FAX:0240-34-3659